

# 介護保険 福祉用具購入・貸与の手引き

猪名川町保険課

## 1.概要

介護保険では、要介護・要支援認定を受けた方が、ご自宅での自立した生活を送るために必要となる特定の福祉用具を購入する際に、費用の一部を助成する制度があります。この制度を利用することで、利用者の負担を軽減し、より快適な在宅介護環境を整備することができます。

□**特定福祉用具購入:** 排泄や入浴など、衛生管理上の配慮が必要な特定の福祉用具を購入する際に、費用の一部が支給されます（償還払いまたは受領委任払い）。

□**福祉用具貸与:** 日常生活を送る上で必要な福祉用具を、比較的、短期間利用する場合に、費用の一部が支給されます。

## 2.対象となる方

購入・貸与いずれの場合も、介護保険の要介護（1～5）または要支援（1～2）の認定を受けている方で、ご自宅で生活を送っている方が対象となります。施設に入所または入院中の方は原則として対象となりません。

## 3.特定福祉用具購入の対象となる福祉用具

購入費が支給される特定福祉用具は、以下の9品目とされています。

1. **腰掛便座**（ポータブルトイレ、補高便座、便座シートなど ※便座の底上げ部分を含む）
2. **自動排泄処理装置の交換可能部品**（尿や便の受け止め具、洗浄機能部品など）
3. **入浴補助用具**（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルトなど）
4. **簡易浴槽**
5. **移動用リフトのつり具の部分**
6. **排泄予測支援機器**
7. **固定用スロープ**
8. **歩行器**（歩行車を除く）
9. **歩行補助つえ**（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）

※7.8.9 は貸与と購入とを選択できます。

## 4.福祉用具貸与の対象となる福祉用具

次の品目が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

○＝利用できる。×＝原則として利用できない。

△＝尿のみを吸引するものは利用できる。

|                                                                                                            | 要支援<br>1・2 | 要介護<br>2・3 | 要介護<br>4・5 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|
|                                                                                                            | 要介護<br>1   |            |            |
| ・手すり（工事を伴わないもの）<br>・スロープ（工事を伴わないもの）<br>・歩行器                      ・歩行補助つえ                                   | ○          | ○          | ○          |
| ・車いす<br>・車いす付属品（クッション、電動補助装置等）<br>・特殊寝台      ・特殊寝台付属品      ・床ずれ防止用具<br>・体位変換器      ・認知症老人徘徊感知機器<br>・移動用リフト | ×          | ○          | ○          |
| ・自動排せつ処置装置                                                                                                 | △          | △          | ○          |

## 5.費用について

### □特定福祉用具購入

支給限度基準額は同一年度（4月から翌年3月まで）で10万円（消費税含む）となり福祉用具購入費の1割～3割が利用者負担となります。

※限度額の範囲内であれば、複数回にわけて利用が可能です。（同一品目を除く）。

### □福祉用具貸与

福祉用具の種類や利用期間によって利用料が異なります。

介護保険の給付割合は、7割～9割です。自己負担割合に応じた料金を事業者を支払います。

## 6.利用の流れ

### □特定福祉用具購入

1. **ケアプランの作成:** 担当のケアマネジャーに特定福祉用具の購入を相談し、ケアプランに位置づけてもらいます。
2. **指定事業者への相談・選定:** 都道府県知事などが指定した事業者を選び、福祉用具の種類や機能、価格などについて相談します。
3. **購入:** 必要な特定福祉用具を購入します。
4. **申請:** 購入後、領収書や必要書類を揃えて、猪名川町役場保険課窓口へ申請します。
5. **支給:** 審査後、支給が決定されると、指定の口座に振り込まれます。
  - ・ 償還払い…支給申請の翌月末に**要介護者等**の指定口座に振込を行います。
  - ・ 受領委任払い…支給申請の翌月末に**販売事業者**の指定口座に振込を行います。※申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。

### 【以下の方は受領委任払いを利用できません】

- ① 介護保険料に滞納がある場合
- ② 要介護認定新規申請、更新申請中の場合

※購入日（領収書の領収日）時点で要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

### □福祉用具貸与

1. **ケアプランの作成:** 担当のケアマネジャーに福祉用具の貸与を相談し、ケアプランに位置づけてもらいます。
2. **指定事業者への相談・選定:** 都道府県知事などが指定した事業者を選び、福祉用具の種類や機能、利用期間、料金などについて相談し、契約を結びます。
3. **福祉用具の利用開始:** 契約に基づき、福祉用具の貸与が開始されます。
4. **利用料の支払い:** 事業者から請求書が送付されますので、自己負担額を支払います。

## 7.注意事項

### □特定福祉用具購入

- ・ 同一品目の福祉用具を再購入する場合、原則として同一品目の福祉用具に係る再購入は給付の対象となりませんが、次のような特段の事情があり町が必要と認めるときは、給付の対象となることがあります。

①**破損**…すでに購入した特定福祉用具が破損し使用できなくなった場合（単なる汚れ等によるものは含みません）

②**著しい状態の悪化等**…利用者（被保険者）の介護の必要の程度が著しく高くなるなど、すでに購入した特定福祉用具では用をなさなくなった場合。

※福祉用具サービス計画書に破損の経緯、修繕が不可である等の理由を  
明確に記載してください。

- 原則として、同じ種類の福祉用具を複数購入することはできません。
- 福祉用具の購入前にケアプランに位置づけられている必要があります。
- 購入した福祉用具は、原則としてご本人のみが使用するものです
- 原則として都道府県知事などが指定した事業者から購入する必要があります。

#### □福祉用具貸与

- 要介護度によって利用できる福祉用具が異なります。
- 利用状況に応じて、福祉用具の種類や変更についてケアマネジャーや事業者と相談してください。
- 原則として都道府県知事などが指定した事業者から貸与を受ける必要があります。

#### 【お問い合わせ先】

生活部 保険課 介護保険担当

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

TEL：072-767-6235 FAX：072-767-7200